

十日町市教育大綱

令和8年3月
新潟県十日町市

〇はじめに

十日町市は、平成 17 年 4 月に 5 市町村が合併して誕生し、20 年が経過しました。この間、人口減少の進行やコロナ禍を契機に新たな暮らし方や働き方が浸透するなど、十日町市を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、市民との協働を進め、地域自治組織との連携や地域おこし協力隊の配置などにより、特色ある地域づくりを進めてきました。

現在、学校教育においては、学力の向上、不登校やいじめの減少を目指し、居心地のよい学級づくりや教育環境の整備に取り組んでいます。また、コミュニティ・スクールの推進により、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を展開しています。

この度、十日町市教育大綱の作成にあたり、小中一貫教育、幼保小連携の推進に加え、多様な個性を認め合うインクルーシブ教育の推進、地域資源を活用した探究的な学習などを通して、雪国十日町市ならではの魅力を深く学び、ふるさと十日町市に愛着と誇りを持つ児童生徒像を描きました。

今後は、学校教育の充実をさらに進めるとともに、越後妻有文化ホール・十日町市中央公民館「段十ろう」を核とした文化芸術活動の充実や歴史文化遺産の活用、スポーツ交流などを通じて、文化・スポーツ分野の推進を図ります。

1 策定の趣旨

この大綱は、平成 27 年 4 月 1 日施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第 1 条の 3 に規定されるものです。

また、この大綱は、教育に関する基本的な計画として策定するもので、「教育基本法」第 17 条第 2 項に基づく本市の「教育振興基本計画」としても位置付けるものです。

2 大綱の位置づけ

十日町市の最上位計画である第三次十日町市総合計画を基本としています。

〇十日町市が目指すまちの姿

雪と生きる。大地に遊ぶ。未来を創造するまち とおかまち

3 大綱の対象期間

令和 8 年度から第三次十日町市総合計画前期基本計画の計画期間である令和 12 年度とします。

ただし、法改正や第三次十日町市総合計画の見直し等により、大綱を見直す必要が生じた場合は、随時見直すこととします。

4 基本方針

人にやさしいまちづくり

ふるさとを愛し自立して社会で生きるこどもを育てるまち

- 学力の向上、不登校・いじめの減少を目指し、「居心地のよい学級づくり」を核として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。
併せて、共生の理念に基づき、多様な個性を認め合うインクルーシブ教育を推進し、学校教育の充実を図ります。
- 学校・家庭・地域が一体となったコミュニティ・スクールを推進し、魅力あふれる学校づくりに取り組みます。また、縄文や雪国ならではの歴史文化、「大地の芸術祭」やふるさとの魅力を生かした探究的な学習及び部活動の地域展開など多様で魅力ある教育活動を推進します。
- 安全面や快適性に配慮した教育施設の整備を進めるとともに、学習指導要領に対応する教育環境を整えるよう、ICT機器やネットワーク環境などの充実を図ります。また、学区の再編を推進し、こどもたちにとってより望ましい教育環境の整備を図ります。

活力ある元気なまちづくり

誰もが自由に楽しく学び多様な文化にふれあえるまち

- 多様化が進む生涯学習を取り巻く情勢やニーズの変化を捉え、誰もが楽しく学ぶことができる機会と場を提供し、活力・魅力ある人づくりと地域づくりを推進します。
- 越後妻有文化ホール・十日町市中央公民館「段十ろう」を核に、音楽・舞台芸術・美術鑑賞機会の充実を図ります。また、「分じろう」「十じろう」や、千年の森ホール等と連動することで文化芸術活動の充実を図ります。
- 先人たちが育んできた十日町市固有の歴史文化遺産を、国・県・市の指定等の有無に関わらず、その価値を幅広く捉え、確実に保存・継承し、積極的に活用します。また、十日町市博物館を拠点として、地域の歴史文化遺産の魅力を国内外に発信します。
- 市民が主体となって、スポーツや健康に対する認識を深め、ライフステージやライフスタイルに応じた生涯スポーツに取り組める環境づくりを推進します。また、地域の資産を有効に活用したスポーツイベントの開催や、国内外のスポーツ関係団体との交流を推進します。

5 基本施策

(1) 学校教育の充実

- ア. 幼保小・小中連携を推進します。
- イ. 学力の向上と不登校・いじめへの対応力を強化します。
- ウ. 教職員の資質・能力の向上に向けた支援を強化します。
- エ. インクルーシブ教育を推進します。

(2) 魅力ある教育活動の推進

- ア. ふるさとの魅力を生かした教育活動を推進します。
- イ. 地域・家庭・学校等と連携し、教育活動を通して食育を推進します。
- ウ. 健康教育を推進するとともに多様な部活動の地域展開に向けた体制を整備します。

(3) 学校教育環境の整備

- ア. 学校教育施設・設備を整備します。
- イ. 情報通信機器の整備・更新を推進します。
- ウ. 学区の再編を推進します。

(4) 市民による学びの場づくりへの支援

- ア. 地域住民の生涯学習と交流の場づくりの支援を行います。
- イ. 青少年・家庭教育・個人学習への支援を行います。
- ウ. 生涯学習拠点の機能を維持します。

(5) 文化芸術活動の充実

- ア. 鑑賞機会を拡充します。
- イ. 文化芸術活動を推進するとともに民間の取組を支援します。

(6) 歴史文化遺産の保存・活用の推進

- ア. 歴史文化遺産の調査と研究を行います。
- イ. 歴史文化遺産の保存と継承を行います。
- ウ. 歴史文化遺産の整備と活用を推進します。

(7) スポーツの振興

- ア. 生涯スポーツを推進します。
- イ. 競技スポーツの向上を推進します。
- ウ. スポーツを通じた地域の活性化を推進します。
- エ. スポーツ施設を整備します。